

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-24

なし

(発行年 / Year)

1910

申込及び受諾

申込は法律上ノ結果ヲ生スルコトヲ目的トシテ之ヲ為
 サルハハカテ、雜詔申込其意志ヲ表照スルカキ
 ハ直ニ申込ニテモ、敬策喧榮ノ結果ノ如キ異性情
 ヲリテ事情ノ取引ト區カハ結果ノ如キハ理由ヨリ
 ニテ契約トナラ御サレナリ

申込ハ法律上ノ威厚ヲ生シ得ヘキモノタラサレトナズ
 換言スルガ、漠然ニ過キテ何ヲ執セシヤ定メ難キ
 程、モリタルハカテ、此為カ年ノ心ニ悞セナル由
 増産ヲテニナラツトイフガ如キハ漠然ニ失スルモ
 ナリ

内閣

受諾ハ絶對的リカサヘテ然ラザルニ當事者
 ノ意思ニ暗昧ナルカ又ハ相手ノ意思ニト齟齬ス
 ルコトアリ、受諾即チ契約ノ條件ニ依テ代理入ラシテ
 定メシメシヤットノ條件ヲ附シテハ受諾アハモ合意ニ成リ
 セザレナリ

受諾ニ申込ノ件項ト同テカサレテ、百圓ニテ高ク
 ニトノ申込ニ對シ九十圓ヲテニテトノ受諾ハ、在り
 生マス

申込及び受諾ニシテ前上ノ條件ヲ備ヘカサレハ

完全に申込及ビ受諾ニテラス後ニカレ申込
又ニ受諾アルモ合意に成ラセス

当事者ニ関スル錯誤

当事者ニ関スル錯誤アルハ合意ハ無効ナリ
AハMト契約シタルト信シテカウ又ト契約スル
カハ場合ニ此錯誤アルナリ、

此錯誤ハAニハ特定ノ人ト契約セント欲セシ場
合ニテ起リ相手ノ誰レカ知ルヲ重テ受トスルナ
キ起リ錯誤ナリ 通常日々ニテ取引ニ於テハ大抵
相手ノ誰レカ知ルコトヲ重テ受トセス、

内閣

相手ノ誰レカ知ルニ煩キ者セズ從テ其向人々ニテ知
ラザルコトアルモ之ヲ錯誤トイフヲ得ズ、何人モ受諾
シ得ル迄賣買又ハ視在賣買ニ於ケル場合ノ如シ
此ニ場合ニ於テハ錯誤問題ノ生ラズコトナレバシ
然リト由テ原則トシテハ左カクイフベキナリ曰ク
当事者ニ於テ自己ト或人トノ間ニテ義務ヲ生
ズルコトノ意思アルモ其意思ニテ違ハルコト能ハザ
ハトキハ何等ノ效果ヲ生ゼザルベシ
AハMト契約セシト欲スルトキハMニ代リテ得
ズ其理由ニテアリ

第一、AハMノ信用ト性質ヲ見込ミテ契約セシト

セシナリ

第二、契約ノ成立後テXハ若クモ曾テAノ心中

ニテ從テAハXトノ契約ノ同意ニ當事者

トシテ、契約ニ當事者双下アルヲ尊ス、然レハ

此ニ獨リ一テノ當事者ヌノミ契約ノ成立

セザルコト当然ナリ

尚例ヲ挙ゲンニ、AハMヨリ貨物ヲ買受ケル

習慣アリ、XハMヨリ其店ヲ譲受ケタリ後日

AハMニ向テ常如クアル貨物ノ注文ナセリ、Xハ

内閣

其店ノ代換リセシメトシテAニ告ケスニテ其注文ニ

値ニ貨物ヲ送所ナリ

Xハ代償ヲ請求スルヲ得ス蓋シAトXト間ニ

契約ナケレバナリ